

今年度の国民健康保険税についてのお知らせ

平成20年度は、医療制度改革により長寿（後期高齢者）医療制度の創設や退職者医療制度が大幅に変更となりました。これに伴い国民健康保険税制度の抜本的な見直しが必要となりましたので、次のように改正を行いました。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

保険税の年金天引きが始まります

国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税納付について、世帯主の年金から天引き（特別徴収）が平成20年10月から始まりま
す。ただし、次の場合は個別に（普通徴収）保険税を納めてください。
・世帯主が国保被保険者以外の場合
・年金額が18万円（年額）未満の場合
・介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合
現在、口座振替をされている方については、自主納付を推奨するため、年金からの天引きを行いません。また、年金からの天引き対象と見込まれる方には、郵便で口座振替のご案内をしました。

保険税は安心便利な口座振替へ

市内金融機関の通帳とお届け印をお持ちのうえ、市内金融機関窓口か市役所税務課または国保係まで、お申し込みください。

国保の届出は14日以内に

国民健康保険に加入するとき、やめるときは事実が発生した日から14

平成20年4月分からの国民健康保険税

区分	医療分	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割(世帯の所得×税率)	7.5%	3.0%	1.8%
資産割(固定資産税額×税率)	2.2%	9.0%	4.0%
均等割(国保加入者数×定額)	20,000円	7,000円	7,000円
平等割(1世帯あたり)	18,000円	7,000円	6,000円
限度額	47万円	12万円	9万円

介護納付金は40歳から64歳までの加入者
長寿（後期高齢者）医療制度の創設による国保の異動や所得の額等によって保険税が軽減される場合があります。
平成20年度の納税通知書は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主の方へお送りいたします。
問い合わせ 市民課国保係 名寄庁舎1階(☎01654 2111内線3114・3115)
風連庁舎1階(☎01655 2511内線120)

日以内に届出が必要です。ご注意ください。

7月中の申告を忘れずに

税源移譲時の所得変動で申告を 税負担の減額措置が設けられます

税源移譲によって平成19年度市・道民税（平成18年分の所得で課税）が上がった分は、平成19年分の所得税（平成19年分の所得で課税）が下がることにより、市・道民税と所得税を合わせた税負担は変わらないように調整されています。

しかし、平成19年中の所得が大きく減って所得税がかからなくなった人については、下がるべき所得税額がないため、税負担が増加することになります。このような場合には、平成20年7月中に「市・道民税減額申告書」を提出することにより、平成19年度分の市・道民税を税源移譲前の税率で計算した税額に戻し、減額となる分が還付（充当）されます。

対象となる方
次の(1)と(2)の両方に該当する方。

(1)平成19年度市・道民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が所得税との人的控除額の差の合計額を超える場合

(2)平成20年度市・道民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が所得税との人的控除額の差の合計額以下の場合

計算方法

減額の計算は（平成19年度市・道民税の課税所得金額×税源移譲後の税率・調整控除）-（平成19年度市・道民税の課税所得金額×税源移譲前の税率）

申告方法
申告期間
平成20年7月1日～7月31日
申告場所 平成19年1月1日
現在の住所所在地の市町村

提出書類 平成19年度分市・道民税の減額申告書
印鑑と本人名義の口座番号が必要
対象年度

この特例措置は平成19年度市・道民税にのみ適用するものであり、平成20年度以降は適用されません。申告に基づく減額措置となっておりますので、申告を忘れないようにご注意ください。

平成19年中に国外へ出国またはお亡くなりになられた方は対象になりません。

問い合わせ
税務課市民税係 名寄庁舎2階
☎01654 2111 内線
3201～3203
風連庁舎1階税務担当 ☎01655 2511 内線123